

住所変更（転出・転入）に伴う受給資格の引継ぎに関する期間の定めについて

介護保険法第 36 条の規定により、住所を定めた日から 14 日以内に受給資格証明書を添えて要介護・要支援認定の申請をすると、転入前の市区町村で認定された介護度等を引継ぐことができます。この 14 日以内の期間の計算は次のとおりです。

住所を定めた日の翌日を 1 日目として数え、14 日目までが、この期間となります。なお、14 日目が区役所の閉庁日の場合には、その翌開庁日までとなります。

【関係法令】

●介護保険法

（住所移転後の要介護認定及び要支援認定）

第三十六条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から十四日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を照明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第二十七条第四項及び第七項前段又は第三十二条第三項及び第六項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができる。

（期間の計算）

第二百一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

●民法

（期間の起算）

第一百四十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りではない。

（期間の満了）

第一百四十一条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第一百四十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。